

令和5年度における沖縄地区の独占禁止法の運用状況等について

令和6年6月20日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引課

第1 独占禁止法違反事件等の処理状況

1 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。また、IT・デジタル関連分野や農業・漁業分野における独占禁止法違反被疑行為など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に取り組んでいる。

そして、公正取引委員会は、一般から提供された情報（申告）、自ら探知した事実等を検討し、必要な審査を行い、審査の結果、違反行為が認められたときは、違反行為をした事業者等に対し、違反行為を排除するために必要な措置等を命じている。違反行為のうち、価格カルテル・入札談合・受注調整、優越的地位の濫用等については、違反行為をした事業者に対して課徴金の納付を命じている。また、違反被疑行為について公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認められるときは、確約手続を適用し、事業者と協調的な問題解決を図っている。

2 最近の独占禁止法違反事件等の処理状況（優越的地位の濫用事案で注意したもの及び不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

最近の5年間における沖縄地区の独占禁止法違反事件等の処理状況は、次のとおりである。

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課
電話 098-866-0049（直通）
ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

独占禁止法違反事件等の処理件数

(単位：件)

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理内容						
審 査 件 数	前年度からの繰越し	0	1	0	1	0
	年度内新規着手	3	1	3	1	2
	合 計	3	2	3	2	2
処 理 件 数	法的措置(注1)	排除措置命令等	0	0	0	0
	その 他	警 告(注2)	0	0	0	0
		注 意(注3)	2	2	2	2
		打切り(注4)	0	0	0	0
		小 計	2	2	2	2
	合 計		2	2	2	2
次年度への繰越し		1	0	1	0	0

(注1)「法的措置」とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注2)「警告」とは、排除措置命令を探るに足る証拠が得られないが、違反の疑いがある場合に行う措置である。

(注3)「注意」とは、違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置である。

(注4)「打切り」とは、違反行為が認められない等により、審査を打ち切る場合をいう。

3 独占禁止法違反事件等の概要

(1) 不当廉売

公正取引委員会は、申告のあった小売業に係る不当廉売事案については、迅速に処理するとの方針の下で対処しているほか、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売事業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売事業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

迅速に処理するとの上記方針の下、令和5年度においては、石油製品の小売業について、不当廉売につながるおそれがあるとして沖縄地区で6件の注意を行った。

このほか、酒類の製造業者に対して、不当廉売につながるおそれがあるとして1件の注意を行った。

(2) その他

次の各事例は、独占禁止法違反につながるおそれがあつたため、注意を行った。

- 飲食事業者を会員とする団体Aは、料理について
 - ア 会員の最低価格等を決定することを検討していた。(事業者団体による最低価格等の決定)
 - イ 取引先事業者に対し価格の引上げ等を求めていた。(事業者団体による価格

等の交渉)

第2 企業結合関係届出及び協同組合届出の状況

1 企業結合関係届出

独占禁止法では第4章において、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。

公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っているところ、最近5年間における沖縄地区の企業結合関係届出の状況は、次のとおりである。

企業結合関係届出受理件数 (単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
株式取得届出受理	0	0	0	0	0
合併届出受理	0	0	0	0	0
分割届出受理	0	0	0	0	0
共同株式移転届出受理	0	0	0	0	0
事業譲受け等届出受理	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

2 協同組合届出

中小企業等協同組合法は、同法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合に対し、同法第7条第1項第1号に規定する小規模事業者以外の事業者が加入したとき又は組合員が同小規模事業者でなくなったときには、その旨を公正取引委員会に届け出ることを義務付けている（同法第7条第3項）。

最近5年間における沖縄地区の協同組合届出件数は、次のとおりである。

中小企業等協同組合法第7条第3項に基づく届出件数 (単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0	0	0	0	1

第3 広報・広聴活動

公正取引委員会は、独占禁止法等の普及・啓発及び競争政策の運営に資するため、

次のような広報・広聴活動を行っている。

1 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

令和5年度においては、(1) 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制、(2) 競争環境の整備に係る調査・提言、(3) 広報・広聴活動、(4) 地域経済の実情と競争政策上の課題、(5) 公正取引委員会に対する期待等についての意見聴取をそれぞれ行った^(注)。

(注) 聽取した意見の概要は、他の地区的ものと合わせて令和6年5月24日に公表されている。

2 有識者との懇談会

各地の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、毎年、全国各地において有識者との懇談会を開催している。

沖縄地区では、これまで那覇市において、18回開催しているが、3年に1度の開催となっているため、令和5年度は開催していない。

また、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課長と各地の有識者との懇談会を開催しており、令和5年度は那覇市（2か所）及び浦添市の計3か所において開催した。

3 独占禁止法説明会等

公正取引委員会は、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、説明会・講習会等を自ら主催しているほか、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣している。

沖縄地区では、令和5年度は独占禁止法に関する説明会等を3回実施した。また、入札談合等関与行為防止法に関する研修会等を7回実施した。

4 独占禁止法教室（出前授業）

将来を担う中学生、高校生、大学生等を対象に、市場経済の仕組みや競争の機能について説明するなどし、競争の必要性・重要性、独占禁止法の役割等について理解してもらうことを目的として、公正取引委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催している。

沖縄地区では、令和5年度は高校生向け独占禁止法教室を1回、大学生向け独占禁止法教室を5回それぞれ開催した。

5 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層理解を深めてもらうことを目的として、地域の一般消費者を対象としたセミナーを開催しているほか、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会等に派遣している。

沖縄地区では、令和5年度は西原町において、消費者セミナーを開催した。

6 相談業務

公正取引委員会は、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、相談を受け付けている。

最近5年間における沖縄地区の相談受付件数は次のとおりである。

相談受付件数 (単位: 件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
独占禁止法	41	74	47	55	94
下請法	23	16	26	24	24
合計	64	90	73	79	118

令和5年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について（概要）

令和6年6月20日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引課

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況

(1) 親事業者に対する定期調査

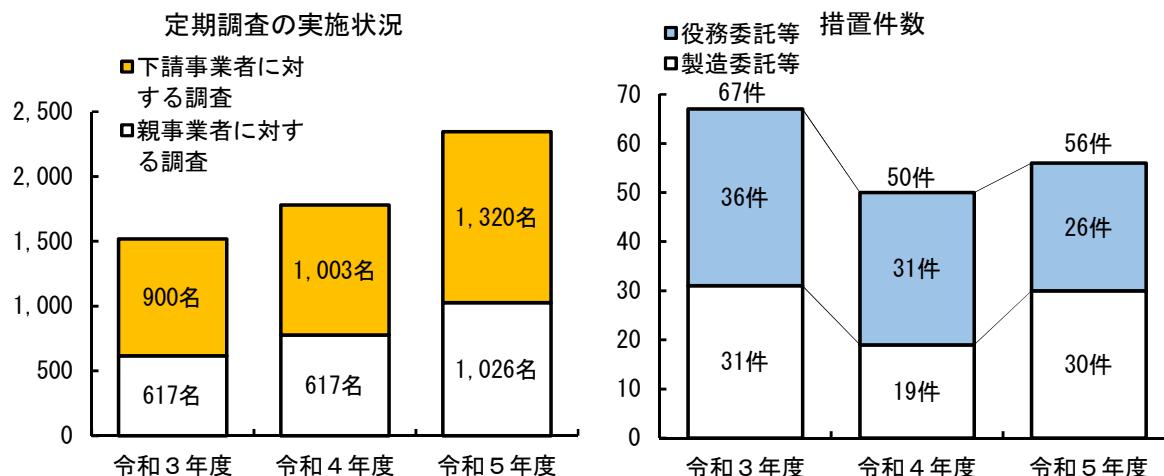
1,026名（製造委託等^(注1) 577名、役務委託等^(注2) 449名）

(2) 下請事業者に対する定期調査

1,320名（製造委託等498名、役務委託等822名）

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物の作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。



2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 措置件数56件

指導：56件（製造委託等30件、役務委託等26件）

(2) 違反行為の類型別件数^(注)

ア 手続規定違反（発注書面の交付義務違反等）

47件（製造委託等28件、役務委託等19件）

イ 実体規定違反（減額、支払遅延等下請事業者に不利益を与える行為）

37件（製造委託等18件、役務委託等19件）

＜違反行為類型＞

①下請代金の支払遅延（28件）

②下請代金の減額（7件）

③購入等強制（1件）、早期決済（1件）

（注）1件の事件において複数の違反行為類型について措置を採っている場合があるため、手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と前記(1)の措置件数とは一致しない。

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課

電話 098-866-0049（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

1 公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習の実施に加え、講習動画を公正取引委員会ウェブサイト上で公開している。

令和5年度においては、沖縄公正取引課では、基礎講習会を3回実施し、公正取引委員会ウェブサイト上で公開している講習動画を内閣府沖縄総合事務局広報誌「群星」で案内した。

2 公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎月11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和5年度においては、沖縄公正取引課では、公正取引委員会ウェブサイトで配信した下請取引適正化推進講習動画を内閣府沖縄総合事務局広報誌「群星」及び公式SNSで案内した。

令和5年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

令和6年6月20日
 内閣府沖縄総合事務局
 総務部公正取引課

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（以下「沖縄公正取引課」という。）管内（以下「沖縄地区」という。）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,026名（製造委託等^(注1) 577名、役務委託等^(注2) 449名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者1,320名（製造委託等498名、役務委託等822名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

区分 年度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	沖縄	全国	沖縄
令和5年度	80,000	1,026	330,000	1,320
製造委託等	46,900	577	199,138	498
役務委託等	33,100	449	130,862	822
令和4年度	70,000	778	300,000	1,003
製造委託等	37,993	402	176,799	340
役務委託等	32,007	376	123,201	663
令和3年度	65,000	617	300,000	900
製造委託等	37,280	317	169,318	411
役務委託等	27,720	300	130,682	489

2 下請法違反被疑事件の処理状況

（1）下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は66件（製造委託等33件、役務委託等33件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及

び下請事業者を対象に行った定期調査によるものである。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は66件（製造委託等33件、役務委託等33件）であり、このうち56件（製造委託等30件、役務委託等26件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	区分	新規着手件数 ^(注)				処理件数				不問	計
		定期調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	勧告	指導	小計			
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328	
	沖縄	66	0	0	66	0	56	56	10	66	
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362	
	沖縄	33	0	0	33	0	30	30	3	33	
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966	
	沖縄	33	0	0	33	0	26	26	7	33	
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757	
	沖縄	53	0	0	53	0	50	50	4	54	
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364	
	沖縄	21	0	0	21	0	19	19	2	21	
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393	
	沖縄	32	0	0	32	0	31	31	2	33	
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100	
	沖縄	70	0	0	70	0	67	67	3	70	
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262	
	沖縄	32	0	0	32	0	31	31	1	32	
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838	
	沖縄	38	0	0	38	0	36	36	2	38	

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、合計で84件となっており、このうち、製造委託等に係るもの46件、役務委託等に係るものが38件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は47件（類型別件数の合計の56.0%）となっており、このうち、製

造委託等に係るものが28件、役務委託等に係るものが19件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は37件（類型別件数の合計の44.0%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が28件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の75.7%）、②下請代金の減額が7件（同18.9%）、③購入等強制が1件（同2.7%）等となっている。

（ア） 製造委託等に係る実体規定違反は18件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が11件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の61.1%）、②下請代金の減額が5件（同27.8%）、③購入等強制が1件（同5.6%）等となっている。

（イ） 役務委託等に係る実体規定違反は19件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が17件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の89.5%）、②下請代金の減額が2件（同10.5%）となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反				実体規定違反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463	
	沖縄	44	3	0	47	0	28	7	0	0	1	1	0	0	0	0	37	84	
	製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
		沖縄	26	2	0	28	0	11	5	0	0	1	1	0	0	0	0	18	46
	役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
		沖縄	18	1	0	19	0	17	2	0	0	0	0	0	0	0	0	19	38
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629	
	沖縄	36	6	0	42	0	27	16	0	2	0	0	0	0	0	0	0	45	87
	製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
		沖縄	13	3	0	16	0	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	14	30
	役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
		沖縄	23	3	0	26	0	16	13	0	2	0	0	0	0	0	0	31	57
令和3年度	全国	5,401	732	0	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011	
	沖縄	52	11	0	63	0	51	13	0	7	2	0	0	3	0	0	0	76	139
	製造委託等	全国	3,703	450	0	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
		沖縄	24	9	0	33	0	23	4	0	2	0	0	0	0	0	0	29	62
	役務委託等	全国	1,698	282	0	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
		沖縄	28	2	0	30	0	28	9	0	5	2	0	0	3	0	0	47	77

（注1）1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

（3）下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第4表及び第5表参照）

令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者6

名^(注)から、下請事業者11名^(注)に対し、遅延利息の支払等について、総額9万円の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者5名から、下請事業者8名に対し、8万円の遅延利息が支払われた（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) ^(注)
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	沖縄	5名	8名	8万円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	沖縄	2名	47名	78万円
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	沖縄	1名	1名	257円

(注) 原状回復額は、令和3年度の「沖縄」分を除き、1万円未満を切り捨てている。

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者1名から、下請事業者3名に対し、2,915円の減額分が返還された（第5表参照）。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年度	項目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) ^(注)
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	沖縄	1名	3名	2,915円
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	沖縄	1名	5名	1万円
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	沖縄	—	—	—

(注) 原状回復額は、令和5年度の「沖縄」分を除き、1万円未満を切り捨てている。

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和5年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習の実施に加え、講習動画を公正取引委員会ウェブサイト上で公開している。

令和5年度においては、沖縄公正取引課では、基礎講習会を3回実施し、公正取引委員会ウェブサイト上で公開している講習動画を内閣府沖縄総合事務局広報誌「群星」で案内した。

(2) 下請取引適正化推進月間

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎月11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和5年度においては、沖縄公正取引課では、公正取引委員会ウェブサイトで配信した下請取引適正化推進講習動画を内閣府沖縄総合事務局広報誌「群星」及び公式SNSで案内した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。令和5年度においては、沖縄公正取引課では51件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和5年度における沖縄地区の下請取引等改善協力委員（定員）は3名である。

令和5年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

令和5年度における主な指導事件

1 書面の交付義務（第3条）

- 設備等の修理を下請事業者に委託しているA社は、発注時に発注内容等の必要記載事項を記載すべき書面に、必要記載事項の一部を記載しない場合において、当該事項が定められない理由及び当該事項の内容を定められることとなる予定期日を記載していなかった。また、前記事項が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付していなかった。

2 書類の作成・保存義務（第5条）

- 自動車の修理を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者の給付の内容等必要記載事項について記載した書類を2年間保存していなかった。

3 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

- 果汁飲料等のPB商品の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の対価を決済することにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

4 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- CM制作等を下請事業者に委託しているD社は、一部の下請事業者に対し、納品日を誤って認識していたため、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払っていなかった。

5 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- 自社工場内における冷凍機の修理又は食品製造機等の修理に必要な部品等の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者と書面で合意していないにもかかわらず、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

6 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

- 印刷物の印刷等を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、下請取引に影響を及ぼすこととなる者を通じて自社のグループ会社が発行する冊子への広告の掲載を要請していた。

令和5年度における沖縄地区の景品表示法の運用状況等

令和6年6月20日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引課
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

令和5年度における沖縄地区の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反被疑事件については、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（以下「沖縄公正取引課」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反事業者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和5年度における景品表示法の事件処理件数は、課徴金納付命令が1件、指導が1件であった（令和5年度の主要な処理事件は別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
表示事件	1	0	0	1	0	1	1	2
景品事件	0	0	(注)	(注)	0	0	0	0
合 計	1	0	0	1	0	1	1	2

（注） 景品事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課

電話 098-866-0049（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

2 表示事件

令和5年度に処理した表示事件は2件で、その内訳は優良誤認（景品表示法第5条第1号）が2件であった。

また、「養力珪素」と称する食品に係る不当表示について、消費者庁が課徴金納付命令（2464万円）を行った。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度
優良誤認 (第5条第1号)	1	0	0	1	0	1	1	2
有利誤認 (第5条第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0
第5条第3号に基づく告示 (第5条第3号)	0	0	(注)	(注)	0	0	0	0
合 計	1	0	0	1	0	1	1	2

（注） 第5条第3号に基づく告示事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

3 景品事件

令和5年度に処理した景品事件はなかった。

4 事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

消費者庁は、①事業者が講すべき景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が当該措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講すべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

令和5年度に沖縄公正取引課及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が行った指導は1件であった。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

令和5年度に受け付けた相談件数は53件であった。具体的な相談内容としては、①景品類を提供する際の取引価額や提供限度額に関する相談、②商品の表示に関する相談、③ショッピングモール等における共同懸賞に関する相談、④地方自治体が行う地域振興のための催事における景品表示法上の考え方等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

令和5年度は、沖縄県中頭郡読谷村（令和5年7月）及び那霸市（令和6年2月）において、事業者向けの講習会（景品表示法説明会）を開催した。また、事業者団体が開催する講習会や大学の講義に計7回（事業者団体：1回、大学：6回）講師を派遣した。



那霸市における講習会の様子

3 関係行政機関等との連携

「景品表示法ブロック会議（九州・沖縄ブロック）」（令和5年5月及び11月）に参加し、景品表示法違反被疑事件への厳正な対応等について情報共有を図った。

また、ハム・ソーセージ類公正取引協議会が主催する定時総会（令和5年5月）、沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会が主催する通常総会（同年6月）及び観光土産品認定審査会・試買検査会（令和6年2月）並びに全国公正取引協議会連合会が主催する「公正取引協議会地方ブロック連絡会議（九州・沖縄ブロック）」（令和5年11月）に出席して意見交換を行うなど、業界団体との連携による事業者の適正な表示の促進に努めた。

令和5年度の主要な処理事件

1 課徴金納付命令

事件名	事件概要	課徴金額(円)
沖縄特産販売株に対する件 (R5.7.26)	<p>沖縄特産販売株は、「養力珪素」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>(1) ダイレクトメールにおいて、例えば、令和元年5月7日に本件商品の容器包装の画像と共に、「いろいろお悩みに働きかける 硅素のスゴイところ」、「★血液サラサラ コップ一杯の水に10滴程度入れ飲用して下さい（1日に5杯以上）」、「飲用前の血液 ▶ 15分後 飲用後の血液」との記載と共に、血液の状態を比較した画像等を表示することにより、あたかも本件商品を摂取等すれば、本件商品に含まれる珪素の作用により、血液をサラサラにする効果等が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>(2) 自社商品同梱チラシにおいて、令和2年4月5日から令和3年4月4日までの間、「★高血圧と血糖値が高い方へ 硅素の結晶体は優れた浸透性と浄化作用で中性脂肪を分解する力が強く、血管壁に付着したコレステロールや過酸化脂質を取り除き血管を強くします。」等と表示することにより、あたかも本件商品を摂取等すれば、本件商品に含まれる珪素の作用により、血管を強くし、高血圧及び高血糖を改善する効果等が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期間内に当該資料を提出しなかった。</p> <p>【表示例】</p>  <p>（注）本事件の詳細については、令和5年7月26日報道記者発表「沖縄特産販売株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。 https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/presrelease/2023/jul/230726okinawa.html</p>	2464万円

2 主要な指導事件

(1) 表示事件

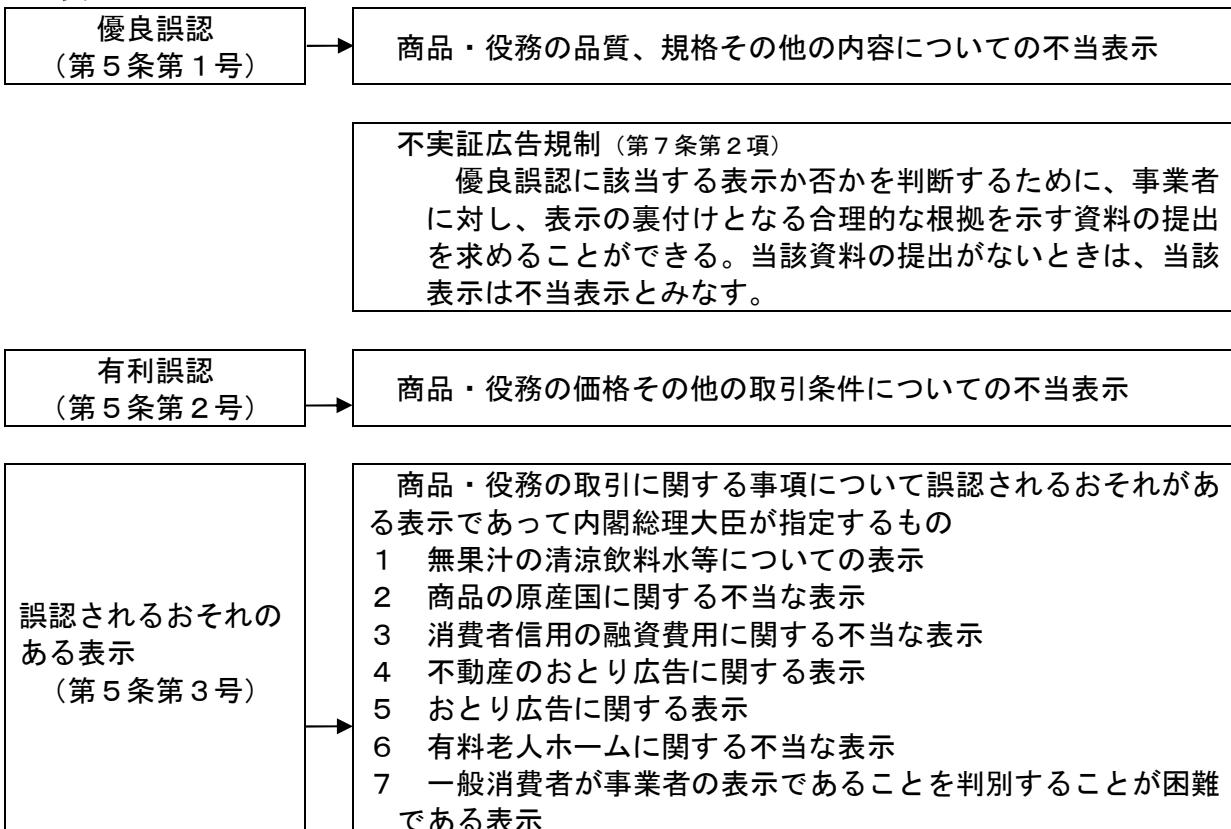
ア 優良誤認（景品表示法第5条第1号）

事 件 概 要
A社は、A社が運営する飲食店において酒類（以下「本件メニュー」という。）を提供するに当たり、自社ウェブサイト等において、「入店から〇〇時間は△△B E E R □□円 モチロン、何杯飲んでも一杯□□円です」等と表示するなど、あたかも、本件メニューにおいてビールを提供しているかのように示す表示をしていたが、実際には、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第12号に規定される「ビール」に該当しない同条第18号に規定される「発泡酒」を提供していた。

（注）指導事件については、表示内容等を一部加工して記載。

景品表示法による規制の概要

<表示>



<景品>

一般懸賞 (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">懸賞に係る取引の価額</th><th colspan="2">景品類限度額</th></tr> <tr> <th>最高額</th><th>総額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円未満</td><td>取引の価額の20倍</td><td>懸賞に係る売上</td></tr> <tr> <td>5,000円以上</td><td>10万円</td><td>予定総額の2%</td></tr> </tbody> </table>			懸賞に係る取引の価額	景品類限度額		最高額	総額	5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上	5,000円以上	10万円	予定総額の2%
懸賞に係る取引の価額	景品類限度額													
	最高額	総額												
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上												
5,000円以上	10万円	予定総額の2%												
共同懸賞 (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">取引の価額にかかわらず 30万円</td><td>懸賞に係る売上 予定総額の3%</td></tr> </tbody> </table>			景品類限度額		最高額	総額	取引の価額にかかわらず 30万円		懸賞に係る売上 予定総額の3%				
景品類限度額														
最高額	総額													
取引の価額にかかわらず 30万円		懸賞に係る売上 予定総額の3%												
総付景品 (昭和52年告示5号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取引の価額</th> <th>景品類の最高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>取引価額の2/10</td> </tr> </tbody> </table>			取引の価額	景品類の最高額	1,000円未満	200円	1,000円以上	取引価額の2/10					
取引の価額	景品類の最高額													
1,000円未満	200円													
1,000円以上	取引価額の2/10													
業種別 景品告示 (4業種)	1 新聞業 2 雑誌業 3 不動産業 4 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業													

○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するため必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

(指導及び助言)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。